

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

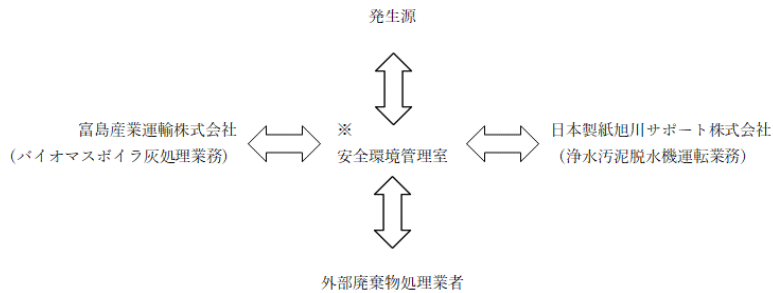
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8年 6月22日	
(あて先) 旭川市長 今津 寛介 様	
提出者	
住 所 北海道旭川市パルプ町505番地の1	
氏 名 日本製紙株式会社 旭川工場	
工場長 大谷 努	
電話番号 0166(25)9730	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製紙株式会社 旭川工場
事業場の所在地	北海道旭川市パルプ町505番地の1
計画期間	令和 8年 4月～令和 9年 3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	パルプ製造業<181>，紙製造業<182>
② 事業の規模	30，408百万円
③ 従業員数	259名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1) 浄水汚泥 ➡ 脱水処理施設 (フィルタープレス) 2) バイオマスボイラ灰 (燃えがら・ばいじん) ➡ 混錬 ➡ 成型 ➡ 破碎

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

日本製紙株式会社 旭川工場 安全環境管理室



※ 業務内容：マニフェスト発行・管理、収集運搬・処分委託契約の締結、監督官庁への報告、廃棄物処理施設の運転・管理状況の把握等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 発生した燃えがら・ばいじんは混錬、成型、破碎を行い埋戻し材、路盤材、凍上抑制層材として販売。		
② 計画	【目標】 ※ 別表参照		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 現状と同様の取り組み並びに、販売用途の拡大を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 古紙に含まれる廃プラスチック類と金属くずを分別。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現在のところ計画は無し。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 発生した燃えがら・ばいじんは混錬、成型、破碎を行い埋戻し材、路盤材、凍上抑制層材として販売。		
② 計画	【目標】 ※ 別表参照		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 現状と同様の取り組み並びに販売用途の拡大を図る。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 河川の法面緑化資材及び埋戻し材料として有効利用している。		
② 計画	【目標】 ※ 別表参照		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 現状と同様の取り組み並びに販売している汚泥の品質向上について検討する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 有効利用が可能な汚泥、廃プラスチック類、鉄くずについて選別を実施。		
② 計画	【目標】 ※ 別表参照		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同様の取り組みを実施。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】 ※ 別表参照		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書別表

別紙

① 現状

産業廃棄物の種類		燃えがら	汚泥	廃油	紙くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ばいじん
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量（ｔ）	4,107.64	12,315.72	27.66	5.29	51.70	86.22	5.28	2.70	14,447.80
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量（ｔ）	3,801.76	1,110.44							14,447.80
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量（ｔ）									
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量（ｔ）		10,702.56							
自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量（ｔ）	自ら埋め立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量（ｔ）	305.88	502.72	15.84	5.29	51.70	26.86	3.41	2.70	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量（ｔ）			11.82			59.36	1.87		
	優良認定事業者への処理委託量（ｔ）			11.82						
	再生利用業者への処理委託量（ｔ）						59.36	1.87		
	認定熱回収業者への処理委託量（ｔ）									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（ｔ）									

② 計画

産業廃棄物の種類		燃えがら	汚泥	廃油	紙くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ばいじん
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量（ｔ）	4,100	12,300	30	5	50	90	5	3	14,400
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量（ｔ）	3,800	1,100							14,400
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量（ｔ）									
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量（ｔ）		10,700							
自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量（ｔ）	自ら埋め立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量（ｔ）	300	500	20	5	50	30	3	3	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量（ｔ）			10			60	2		
	優良認定事業者への処理委託量（ｔ）			10						
	再生利用業者への処理委託量（ｔ）						60	2		
	認定熱回収業者への処理委託量（ｔ）									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量（ｔ）									

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。